

第3回臨時会

4月22日

臨時会の案件は、条例3件
契約変更1件、補正予算1件
が提案され、全て原案どおり
可決しました。

◆過疎地域自立促進のための 固定資産税の課税の特例に関 する条例

平成22年4月1日から施行
され平成27年度までの6年間
の時限立法とされていた過疎
地域自立促進特別措置法が改
正され、法期限を5年間延長
し、平成32年度までとなった
ことに伴い、本条例を制定す
るもので、固定資産税の課税
免除については、過疎地域自
立促進のための固定資産税の
課税の特例に関する条例で適
用してきたが、この条例は平
成28年3月31日をもって効力
を失ったことから、新たに本
条例を制定するものです。

◆町税条例等の改正

地方税法等の改正に伴い、

関係する条項について改正を
行うもので、法人町民税割の
税率改正、町民税の修正申告
後等の納入に係る延滞金につ
いての規定を見直すほか、特
定一般医薬品等購入費の医療
費控除の特例の創設、固定資
産税については地方決定型地
方税特例措置の拡充による改
正、軽自動車税については自
動車取得税廃止に伴う環境性
能割課税の創設、グリーン化
特例の延長などについて、所
要の改正、関係条文の整理を
行うものです。

◆町営住宅使用条例の改正

緑町の森林管理署旧職員官
舎を購入したことに伴い、町
営住宅として活用を図って
いくもので、条例中の別表に
当該住宅の項目を追加するも
ので、昭和49年度建設の簡易
耐火二階建て1LDKの1棟
4戸と昭和53年度建設の木造
平屋建て3LDK1戸、昭和
56年度建設の木造平屋建て2
LDKの1戸です。
使用料については、公営住
宅算定基準を基に住宅の規模、
経過年数及び利便性等を考慮

し算定しています。



町営住宅1棟4戸(緑町)

◆議会の議決に付すべき工事 請負契約の変更

- ・契約名
まちおこしセンター建設工
事(建築主体・機械設備)
- ・契約金額
変更前
3億8,718万円
変更後
3億8,898万7千円

◆一般会計補正予算(第1号)

- 歳入歳出それぞれ4,00
7万円を減額し、総額56億2,
293万円とするものです。
- 歳出のうち、主な補正の内

容は次のとおりです。

総務費

- 熊本地震被災地支援事業
(給水袋・生活用品) 43万円
- 郡上市高麗町交流事業
(たかす開拓記念館せしモニ
出席に要する旅費等) 96万円

農林業費

- 農業振興施設整備事業補助
金
(まちおこしセンター建設工
事JA北はるか負担金増額に
伴う補助金の増) 34万円
- 山村活性化支援交付金事業
(補助内示に伴う減額及び予
算の組み替え) △50万円

商工労働費

- ※地域創生加速化交付金が3
月に採択が決定し、27年度予
算に措置し、28年度に繰越事
業となったため減額。
- 五味温泉施設管理事業
△700万円
- 総合産業活性化事業
△2,510万円
- 官民協働・地域間連携加速
化事業 △741万円

編集後記

新緑から一気に北海道に
も暑い季節が訪れました。
人間はもちろん、小さな
虫たちも、動物も活発に動
き回る夏の到来です。事故
など起こさないよう注意を
払っていききたいものです。
議員個々は当然ながら、
議会としても町民の声を聴
くため井戸ばた会議を2回
開催し、貴重な意見、また
要望などを聞かせていただ
きました。町政に反映でき
る事項、また改善すべき事
柄等、議会で話し合い町民
の声を大切にしていきたい
と思います。

今後、さらに多くの皆さ
んの声を井戸ばた会議の場
で聞かせていただきたいと
思います。一人だけでも、
友達と一緒に、さらにも
いいです、気軽に参
加してみ
てください
い。(さ)

